

## 令和6年1月から 産前産後期間の国民健康保険料が軽減されます！！

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険料を一定期間、軽減する制度が創設されました。

世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給等により、出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

### 対象となる人

出産する予定または出産した被保険者

### 軽減内容

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から、4か月間の所得割保険料と均等割保険料
  - 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の所得割保険料と均等割保険料
- ※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産・流産・早産を含みます）
- 軽減対象期間 [色のついた部分が軽減期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎の人				出産予定日			4か月間
多胎の人				(出産日)			6か月間

※令和5年11月に出産する人から対象（軽減は令和6年1月分の保険料から適用）

### 届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書 ※ホームページからダウンロードできます
- ② 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ③ 届出者の本人確認書類と国民健康保険証

### Q&A

Q1 届出をしないと、軽減は受けられないのですか？

A1 出産育児一時金（直接払い制度）の支給を受ける人は届出が不要ですが、直接払い制度を利用されない人は、届出が必要です。

Q2 令和5年12月に出産しました。何月分の保険料が軽減の対象となりますか？

A2 12月に出産した場合は、産後2か月にあたる令和6年1月分と2月分の保険料が軽減されます。

Q3 すでに保険料を納めていますが、保険料は戻ってきますか？

A3 納めて頂いた保険料から、軽減対象分を還付します。